

社会福祉法人成田市社会福祉協議会 SNS 運用要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人成田市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、本会公式 SNS を、市民等への情報提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(基本方針)

第2条 本会公式 SNS は、本会の業務、取組、行事、案内などの情報を発信することにより、市民や事業者、関係団体などに本会への理解を深めていただくとともに、利便性を高めることを目的とする。また、本会公式 SNS は、専ら情報発信を行うものとし、原則として、返信等は行わない。意見・問い合わせについては、電話・FAX・Eメール・窓口において受け付ける。

(用語の定義)

第3条 この要領において、用語の意義は各号に定めるところによる。

(1) SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

Facebook・X・YouTube・Instagram・LINE・ブログ・ホームページなどに代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいう。

(2) アカウント・チャンネル

各 SNS を設置・運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。

(3) フォロー

他の利用者の投稿を受信するように登録することをいう。

(4) リポスト・シェア

他の利用者の投稿を引用して投稿を行うことをいう。

(運用の管理)

第4条 本会公式 SNS の運用主体は本会とし、アカウントの管理は企画総務係が行う。また、情報の作成、発信、更新等の管理についてはその情報を取り扱う主管係が行う。

フェイスブック

(Facebook)

アカウント名：成田市社会福祉協議会

<https://www.facebook.com/naritashishakyo>

エックス

(X)

アカウント名：成田市社会福祉協議会

<https://x.com/naritashishakyo>

Instagram アカウント名：成田市社会福祉協議会
(Instagram) <https://www.instagram.com/naritashishakyo>

ユーチューブ チャンネル名：成田市社会福祉協議会
(YouTube) <https://www.youtube.com/@成田市社会福祉協議会>

(掲載内容)

第5条 本会公式SNSでは、次の情報を発信することとする。

- (1) 本会事業に関する周知、活動報告、イベント情報、職員・ボランティア等の募集情報、緊急情報など。
- (2) 本会事業に関連する情報で、共同募金会、全国社会福祉協議会、千葉県社会福祉協議会、他市町村社会福祉協議会、成田市、関連団体などに関する情報など。
- (3) その他、福祉や災害支援に関する情報で、本会が適切と判断するもの。

(リポスト・シェア、フォローの制限)

第6条 原則として、リポスト・シェアやフォローは行わない。ただし、行政や他の社会福祉協議会、関連団体等が発信する本会事業に関連する情報については、所属長の判断により、必要に応じてリポスト・シェアやフォロー等を行う。

(コメント等の削除)

第7条 本会は、投稿に対する利用者による次に掲げる内容のコメント及びリンクを禁止し、予告なく削除することができる。

- (1) 投稿の内容に関係がないと思われるもの。
- (2) 法律・法令などに違反する内容、または違反するおそれがある内容
- (3) 人権・思想・信条などで差別する内容または差別を助長させる内容
- (4) 政治活動・選挙活動・宗教活動またはこれらに類する内容
- (5) わいせつな表現を含む不適切な内容
- (6) 特定の個人・団体などを誹謗中傷する内容または名誉もしくは信用を傷つける内容
- (7) 著作権・商標権・肖像権など市または第三者の知的財産権を侵害する内容
- (8) 広告・宣伝・勧誘・営業活動・その他営利を目的とする内容
- (9) 本人の承諾なく個人情報を特定・開示・漏えいするなどプライバシーを害する内容
- (10) 公序良俗に反する内容
- (11) その他運用管理者が不適切と判断した内容

(知的財産権)

第8条 本会公式SNSに掲載している個々の情報（文章・写真・イラストなど）に関する

知的財産権は、本会に帰属する。

- 2 本会公式SNSの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできない。

(免責事項)

第9条 本会は、利用者により投稿された本会公式SNSに対するコンテンツ（コメント・写真・動画等）やリポスト・シェアについて、その正確性、完全性、合法性、その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生した場合においても、一切責任を負わないものとする。

- 2 本会は、掲載された情報に起因して、利用者間又は利用者と第三者のトラブルにより、利用者または第三者に損害が発生したとしても、一切責任を負わないものとする。
- 3 利用者により投稿されたコンテンツについては、投稿されたことをもって全世界において無償で非独占的に使用する（加工、抜粋、複製、公開、翻訳などを含む）権利を承諾したものとす。
- 4 本会は、予告なくこの要領を変更することがある。

(運用要領の周知)

第10条 この要領は、本会のホームページ上に記載し、広く市民等に周知する。

(その他)

第11条 この要領の実施について必要な事項は、企画総務係長が別に定める。

(附則)

この要領は、令和3年10月12日から施行する。

(附則)

この要領は、令和8年6月1日から施行する。